

令和元年第3回三笠市議会定例会

令和元年9月13日（第2日目）

○議事次第（第2号）

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 散会宣告

○議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第50号から議案第64号までについて（総合常任委員会付託）
- 日程第3 認定第1号から認定第8号までについて（特別委員会付託）

○出席議員（10名）

議 長	8 番	武 田 悌 一 氏	副議長	7 番	谷 内 純 哉 氏
	1 番	赤 川 征 視 氏		2 番	浅 尾 三 吉 氏
	3 番	折 笠 弘 忠 氏		4 番	只 野 勝 利 氏
	5 番	畠 山 宰 氏		6 番	澤 田 益 治 氏
	9 番	儀 惣 淳 一 氏		10 番	谷 津 邦 夫 氏

○説明員

市 長	西 城 賢 策 氏	副 市 長	右 田 敏 氏
総務福祉部長兼 危機管理室長事務取扱	金 子 満 氏	総務課長兼 総務秘書係長事務取扱	藤 井 陽 一 氏
市民生活課長	中 川 学 氏	福祉事務所長	鈴 木 信 之 氏
企画財政部長	小 田 弘 幸 氏	企画調整課長	三 好 智 幸 氏
税務財政課長	柳 谷 忍 氏	経済建設部長	三 宅 博 文 氏
商工観光課長 教育長兼 教育委員会次長事務取扱	後 藤 議 徹 氏 高 森 裕 司 氏	建設課長 学校教育課長	力 弓 晃 継 氏 音 羽 英 明 氏
病院事務局長	三 百 苺 宏 之 氏	消 防 長	辻 道 元 信 氏
監 査 委 員	内 田 克 広 氏	監査委員事務局長	豊 口 哲 也 氏

○出席事務局職員

議会事務局長 中 原 保 氏 議会係長 花 井 志 夫 氏

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、本日の会議を開きます。
これより、議事に入ります。

◎日程第1 一 般 質 問

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 一般質問を昨日に引き続き行います。
通告順に従い、2番浅尾議員、登壇願います。

（2番浅尾三吉氏 登壇）

◎2番（浅尾三吉氏） 令和元年第3回定例会、一般質問の通告に従いまして質問させていただきます。

最初に防災について、2番目に除雪について、3番目、学校教育について、4番目、幼稚園、保育所、認定こども園の利用料無償化について、5番目、消費税増税に伴う対応についての、合わせて5点質問を行います。よろしくお願いいたします。

最初に、防災についてです。きのうの澤田議員、只野議員の質問にありました8月31日の豪雨の対応について質問します。若干ダブるところがあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

急な豪雨でしたが、関係機関の皆様の懸命な対応、大変お疲れさまでした。また、ありがとうございました。幸い、短い間でしたので最小限の被害で済んだのかなと思っています。

豪雨の予報が直前ということもあり、なかなか難しい対応だったと思いますが、豪雨の予報がされてから、どのような対策がされたかお聞きいたします。

また、豪雨の発生中や発生後に、市民からどのような通報があり、どのように対応したのかをお聞きいたします。

次に、除雪についてです。

朝晩の気温がみるみる下がってまいりました。これからの短い実りの秋を迎え、その後控えているのが冬の雪との闘いです。除雪についても防災の観点で、速やかな対応が望まれるところです。

そこで、市内の除雪体制について、基本的な考え方をお聞きいたします。

次に、学校教育についてです。

自殺対策基本法で、9月10日から16日までは厚生労働省、文部科学省などの実施主体とする自殺予防週間となっております。

「人生で一番学校に行きづらいなと思っていたのが8月31日」。これは学校の夏休み

明けです。この文は、不登校経験者のメッセージです。8月下旬から9月上旬は子供の自殺が特に多い傾向があると、全国不登校新聞社の編集長が述べております。三笠市の児童生徒についても大変心配です。

そこで、市内の学校で夏休み後に長期欠席している児童生徒の状況について、小学校、中学校別に何人いるかお聞きいたします。

また、各学校からの報告体制や、長期欠席とする基準についても、お聞きいたします。

長期欠席につながる原因については、本人でもはっきりしないという不登校経験者の話もありますので一概に言えませんが、いじめがあった場合には、特に長期欠席につながりかねません。

そこで、各学校におけるいじめの把握方法と、いじめ防止に対する具体的な取り組みをお聞きいたします。例えば、学校のいじめ調査は、年何回やって、どのような方法で行われているとか、また、現時点でのいじめの大小にかかわらず、教育委員会で押さえている件数などを教えていただければと思います。

次に、幼稚園、保育所、認定こども園の利用料無償化についてです。

この10月から幼稚園、保育所、認定こども園の利用料無償化が始まり、来年4月からは市立高校の授業料の実質無償化、大学や専門学校の高等教育の無償化も実現されます。これで教育無償化がゼロ歳から大学卒業まで切れ目なくつながることになりました。

三笠市でも、早くから商品券による実質無償化が今月まで続いております。この実績の効果も出ていると思います。10月からの国で取り組む無償化により、少子化対策にさらなる効果が期待されるところです。

さて、その無償化の内容について、今まで三笠市が先駆的に取り組んできた幼稚園、保育所の無償化事業から、国が実施する無償化に切りかわることになりますが、内容にどのような違いが生じるかお聞きします。

また、無償化に対する周知の方法についてもお聞きしたいと思います。

最後に、この消費増税に伴う対応についてです。

今お聞きした幼稚園、保育所、認定こども園の利用料無償化の財源も、10月の消費税率10%への引き上げによる増収分が活用されます。食料品などの軽減税率のほかに、電子マネーを使って買い物をすれば最大5%の還元があるという、高齢者にはなかなかわかりにくい電子マネーについてですが、市内でこの電子マネーを使用できる店舗等がどれくらいあるのかお聞きします。

あわせて、今後、市として利用できる店舗をふやすように働きかけていくのか、その対応についてもお聞きします。

また、増税対策事業等の相談窓口についてですが、政府広報によりますと、増税分の使い道として、待機児童の解消、幼児教育、保育の無償化、高等教育の無償化、介護職員の処遇改善、所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、年金生活者支援給付金の支給などがあります。この引き上げに伴う対応として、軽減税率制度、プレミアム付商品券事業、自動

車の購入支援、住宅の購入等の支援、キャッシュレス決済に対するポイント還元制度、マイナンバーカードを活用した消費活性化策、商店街の活性化、防災・減災、国土強靱化が挙げられています。市が直接対応するものには、そうでないものもありますが、内容について市民からの問い合わせが多数あることが予想されます。

また、この増税対策事業に絡んだ悪質な詐欺の横行にも注意が必要です。詐欺を防ぐ意味でも、職員への増税に対する対策の理解を深める対応のほか、市民からの相談をできれば1カ所全てで受けられるような相談窓口が設置できる体制が考えられないかお聞きしたいと思います。

以上、登壇での質問を終了します。御答弁のほどよろしくお願いたします。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（辻道元信氏） 私のほうから、防災について答弁申し上げます。

まず、8月31日の気象状況なのですけれども、この時期としては冷たい空気を持った低気圧があり、道内は大気の状態が非常に不安定となっております。雷注意報も発令されており、あちこちで雨雲が発達している状況でございました。午後3時ごろには、三笠市付近に非常に発達した雨雲がかかり、豪雨となったものでございます。

消防庁舎において、気象観測装置を昭和49年9月に設置しておりますけれども、この記録は、最大値が平成24年9月12日に1時間最大雨量49ミリが最高でございましたけれども、今回はそれを大幅に超過する73.5ミリを記録したところでございます。

続きまして、対応策といたしまして、雨の降り始めから関係する所管課で対応し、市内の巡視及び道路冠水に伴う床上・床下浸水地域の水防活動、これは土のうを積んでというところでございます。

また、排水作業ということで、これは一部冠水した道路に、消防車が吸水しまして違う場所に排水した作業も実施しています。雨の終息とともに水が引き始めたものでございます。

被害状況といたしましては、床上浸水が3件、床下浸水が5件、土木被害が6件、農業被害が7件となっております。道路関係は、道道1路線1区間、市道4路線4区間が通行どめとなったところでございます。現在は、復旧しております。

また、幾春別川の水位も上昇し、水位危険度が避難判断水位に至り、唐松市民センターに避難所を開設したところでございます。なお、避難者はおりませんでした。

大雨時に浸水する場所ということで、今まで私どものいろんな豪雨災害、浸水場所を今まで経験上、特定していきまして、それで図面に落として重点的に回るようにしていますのですけれども、その岡山地区、若松町、幸町、唐松町1丁目、幾春別栗丘町、幾春別川向町を重点に、危険箇所について、いち早く巡視を行い、地域住民に注意を促したところでございます。

続きまして、住民からの豪雨時の通報内容ということで、ほぼ119番で市民の方から通報があったのですけれども、道路の冠水や家の周りに水がたまっているという通報と、

床下浸水したみたいなので見に来てほしいという通報がほとんどでございました。対応といたしましては、市内パトロール中の車両に無線で指示をいたしまして、現場調査をしたところでございます。

また、通報時に住宅の浸水のおそれがあるという通報の場合、2階建ての家の場合は、安全の確保をするために2階に避難するよう指導したところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（三宅博文氏） 私のほうから、除雪体制の基本的な考え方ということで答弁させていただきます。

まず、除雪体制につきましては、除雪工区を市内8工区に分けまして、業者に委託して実施しております。

早朝除雪の出動の基準につきましては、降雪量がおおむね10センチ以上となった場合を基本として、その他、吹きだまりの発生とか、暖気による路面の不陸等が生じた場合、出動しております。

出動時間につきましては、朝の通勤・通学の時間等に間に合うように、午前2時ぐらいを基本として午前7時までには終わるように対応しているところでございます。

排雪の基準等につきましては、積雪や道路状態を勘案して実施しているところでございますが、幹線道路におきましては、スクールバス、路線バスの走行ルートを重点的に実施しているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（音羽英明氏） それでは、3番目の学校教育にかかわる不登校児童生徒の状況について御説明いたします。

まず、8月末現在においての不登校の状況でございますが、小学生につきましては1名が1年前から休みが多くなっておりまして、今年度に入ってからほとんど出席できていない状況でございます。中学生につきましては3名がおりまして、最も長い生徒で昨年8月から、最も短い生徒でことし8月の2学期明けから長期欠席の状況となっているものでございます。長期欠席の理由といたしましては、友人関係のトラブルであったり、心因性など、個々さまざまな事情があるところでございます。

長期欠席の基準につきましては、休業日を除く連続7日以上欠席または保護者に正当な事由がない欠席の場合、こういった場合において、学校から報告を受ける取り扱いとされているところでございます。

なお、欠席する場合につきましては、基本的には毎日保護者からの連絡をもらうこととしておりまして、1週間一度も学校に登校できなければ、週に一度は家庭訪問を行い、子供と面談するなどして、登校刺激を促す取り組みを行っているところでございます。

また、学校に入りづらい状況等がある場合につきましては、三笠市教育委員会におい

て、長期欠席中の児童生徒が望めば、不登校適応教室として個別指導の対応も学校と連携して実施しているところでございます。

次に、いじめの防止の状況についてということでございますが、国においては平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、北海道においても平成26年に「北海道いじめの防止等に関する条例」が施行されたことを踏まえまして、本市においても、いじめの防止等のための施策を推進し、子供たちが安心して生活し学ぶことができる環境をつくることを目的といたしまして、「三笠市子どものいじめ防止等条例」を平成27年に制定いたしました。この条例に基づきまして、学校においては、学校いじめ防止基本方針を定めることを義務づけし、校内組織の設置、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的な方策、重大事態への対処、いじめに対する早期対応などを明確にするようにしているところでございます。

とりわけ、いじめを認知したときの初動は大変重要でありまして、初めにいじめを認知した職員については、各学校に組織をしている児童支援委員会であったり、生徒指導委員会等の校内組織に必ず報告をするものとしております。校内組織は、対応方針の決定、役割分担の整理、事実の究明を複数の教員で確認、保護者には迅速に直接顔を合わせ事実説明、加害者、被害者に関しましては適切な支援と指導を組織的に行うこととしております。過去、いじめが重大な事態に発展しているケースについては、教諭単独による誤った判断、誤認等による事例が多く、そういった事例の反省を踏まえ、校内では必ず複数教員の組織的な対応を図ることに努めているところでございます。

また、日ごろから友達を思いやる心の指導を徹底しまして、いじめは絶対に許さない学校づくりに取り組んでおりますとともに、毎月の定例校長会議においては、不登校の状況や、いじめ実態の報告を求め、何か事態が発生した場合は、24時間体制で常に迅速な対応と連絡を密に図るよう示達しているところでございます。

また、市教育委員会主催による、年1回は必ず市内の小中高校生の生徒会代表が集まる、三笠市仲間づくり「子ども会議」を開催しまして、いじめ撲滅につながるスローガンを作成し、学校だよりで周知徹底を図っているところでございます。

加えて、保護者や教員を対象にしました教育委員会主催による、いじめに関する研修会を年1回実施し、いじめに対する注意喚起も図っております。

さらに、日常的な取り組みといたしましては、道教委が主体となりまして児童生徒に対し、いじめの把握のためのアンケートを年2回実施し、学校教員に対しましては、いじめ問題に係る対策等の調査を年5回実施し、徹底したいじめ認知とその対策に取り組んでいるところでございます。これらのアンケート等で嫌な思いをしたという児童生徒からのアンケート結果は多数ございますけれども、その中でいじめとして認知されているものは、ごくごく限られたものということで、現在進行形のものも、今、学校のほうで取り組みを進めているところでございまして、重大な案件については今の段階ではないというところでございます。

それから、三笠市いじめ問題対策連絡協議会を年4回実施し、市内小中高校の教職員、警察、育成センター所長などで児童生徒の問題行動等の把握と、情報共有を図っております。

また、三笠市いじめ問題審議会を最低年1回は開催いたしまして、教育研究所長、人権擁護委員、教育長などで、いじめに関する情報共有や、いじめが発覚した場合の学校への指導、助言等を行っているところでございます。

今後も学校、地域、保護者が連携して、いじめは絶対に許さない学校づくりに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（金子 満氏） それでは、私のほうから、保育所の無償化というような御質問がございましたので、御答弁申し上げたいと思います。

まず、保育所、認定こども園も含まれますけれども、この辺の無償化につきましては、皆さん御存じのように10月から国のほうで無償化ということで始まるのですが、内容としましては、3歳から5歳までの全てのお子様、それからゼロ歳から2歳までのお子様につきましては、住民税非課税の世帯のみ無償化というような制度の内容になってございます。そのほかに、院内保育だとか、そういった認可外の保育、そういった施設を利用されるお子様につきましても、3歳から5歳までについては月額3万7,000円を限度として、それからゼロから2歳までの住民税非課税の世帯ですけれども、こちらのほうにつきましては月額4万2,000円、それらの利用料が無償化されるというような形になってございます。

今年度の助成の考え方ということもございましたけれども、市と国との違いもございませぬけれども、認可保育所等において、当市の場合は、先ほど議員からもお話あったように、実質無償化、これをずっと続けてきてございました。これが先ほど言ったように商品券で返しているよというような、償還払いという形になってございますけれども、これは国の無償化で、先ほど言ったように対象とならない部分がどうしてもございます。ゼロから2歳までの課税世帯、こちらのほうについては保育料、この部分の利用料につきましては、当市の無償化の制度でそのまま継続、従来どおり今年度につきましては、その部分が無償化するというような形をとってございます。

そのほかに、国のほうが言っております、副食費というのですけれども、おかずを保育所で出しているのですけれども、そういった部分につきましては、これは国のほうでは全面的に個人の負担ですよというような考え方がございます。ただし、360万円以下の方については、その分も国のほうで見ますよということなのですけれども、それが360万円以上の方だとか、そういった方につきましては月額がかかってきますが、これについても、今年度につきましては、その分もあわせて市の無償化の部分で対応していきたいというようなことは考えてございます。

この辺について、他のまちも結構困っている部分もあるのです。実際のところ、国は無償化と言いながらも、そういった副食費が無償でないだとか、ゼロから2歳までの課税世帯は対象でないだとかということがございますので、なかなかわかりづらい部分がございます。他のまちにも若干聞いてみたところではございます。その中でも、ほぼ検討中というものがまだ多かったかなと思いますけれども、その中で、空知管内で申し上げますと、1市6町については減免の方向を考えているよというようなお話は聞いてございます。当市につきましては、今年度については、先ほど申し上げたとおり、本市独自の子育て支援施策としての部分で、副食費を含みます利用料については商品券で対応するというようなことで考えてはございます。

ただし、この子育て支援制度であります。次年度以降、こちらのほうについては、この制度が令和元年度までの期限ということになってございますので、ほかの移住・定住、子育て支援の制度も同様になってございますが、現在、見直しについて議論をしているというところがございます。この議論の中で本市に合う支援等を、今、模索しているというところになってございます。

あと、周知方法というお話もございましたので、これにつきましては、まずは7月に保護者説明会を実施したということになってございまして、そのほかに8月に入ってから保護者への説明パンフ、それを配付して説明を加えたと。あと9月の広報には、そういった中身を掲載してございます。今後につきましては、各入園、入所説明会が今後ございますので、その中でまた周知を図るというようなことを考えてございます。

続きまして、増税対策相談窓口というような御質問ということで、当所管でかかわる部分といたしまして、年金生活者への支援給付、そのほかにプレミアム付商品券、その部分について御答弁申し上げますけれども、まず年金生活者支援給付金、これは対象者がどうしてもありまして、条件がございます。年金を含めて所得が一定基準以下の65歳以上で、これは老齢基礎年金の受給者の生活を支援いたしますというような制度になってございます。この基準額につきましては、月額5,000円、これは年金を掛けた月数により計算されるようではありますが、最高額として月額5,000円、これを年金に上乗せして支給されるということで聞いてございます。

給付金を受け取る手続きにつきましては、もう既に9月から日本年金機構から給付の対象者に通知が送られているというふうに聞いてございます。その中に請求書となつてございます。はがき、こちらのほうに氏名、電話番号、住所、あと提出日を書く簡単なものということで伺ってございまして、それを年金事務所にそのまま送るような形で、年金口座に振り込まれるというような形になってございます。手続きにつきましては、対象者と年金機構の間で行われるということでございますので、市役所で行うということにはございませんが、中には中身がわからないよというような御相談等もありましたら、それにつきましては市民年金係が担当になってございますので、そちらのほうに聞いていただくような形になろうかと思っております。

続きまして、消費税対策としてのプレミアム付商品券の関係ですけれども、こちらのほうは、既に広報8月号で周知してございますけれども、市役所の1階多目的コーナーと福祉事務所が入っている1階ですけれども、そちらのほうで、こちらの市独自のプレミアム付商品券と、あわせて相談を受け付けるというようなことになってございます。

そのほかに、今現在は、先ほど言った年金生活者の支援給付金につきましては、玄関のところちょっと張り紙をさせていただいて、こちらですよというようなことをさせてもらっていますけれども、例えばこの多目的コーナーにいらっしゃったお客様がそういった形でお聞きになったときには、すぐさま市民年金系の担当者を呼ぶような形をとってございますので、その辺で1カ所で相談も受けられるかなというようなことでは考えてございます。それ以外の質問があった場合においても、その都度、適宜担当を呼んだり、御案内したり、そういったことをやっていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（三宅博文氏） 私のほうから、電子マネーの対応状況について御説明いたします。

まず、制度ですけれども、国によるキャッシュレス・消費者還元事業のポイント還元につきましては、電子マネー及びクレジット決済等のキャッシュレス化が対象になっておりまして、中小・小規模事業者が対象となっております。

そこで、電子マネー等を使用できる市内の店舗数でございますけれども、現在23店舗でございます。今後の導入予定といたしまして、8店舗導入を検討して進めておりますので、合わせて31店舗となります。そこに、先ほど申しました電子マネーの導入はなくてもクレジットの決済の店舗というのがございますので、それが17店舗あります。キャッシュレスとクレジットを合わせまして48店舗となります。

なお、市内の小売業の業者数が79店舗ございまして、現在のところ約61%の加盟率となっているところでございます。なお、今後もサービス業などを含めて、加盟する店舗がふえてくる見込みというふうに聞いております。

それと加盟店舗をふやすように、どういうふうに働きかけていくかということですが、まずカードの導入で店舗の手数料がかかるものですから、店舗の規模によってはなかなか難しいという面もございますけれども、これまで商工会のほうで説明会を行いまして、国による無料の端末機械、無料でいただけるというのがございまして、その説明会、そういうこともやっております。今後も商工会では随時説明会等、相談等を受けるということを聞いていますので、市のほうとしては、それも連携してサポートしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（音羽英明氏） 答弁が前後して申しわけありません。幼稚園の無償化の

内容について、私のほうから説明を申し上げます。

本年10月から幼稚園利用料が無償化されるということで、今後は、今まではガンバレ子育て応援事業という形で、幼稚園にかかっていた利用料を3カ月に一度、償還する形で商工会が発行する商品券で還付をしていたのですけれども、10月以降はそういった取り扱いがなくなるということでございます。加えて、共働きの世帯などで保育を必要とする一定の要件を満たしたお子さんにつきましては、預かり保育料が月額1万1,300円を上限に無償化されるということでございます。

それから、保育料以外で負担しておりましたバス代、教材費等につきましては、引き続き保護者負担となるところでございます。

それから、給食費につきましては、年収360万円未満の世帯、それに全ての第3子以降の子供については、副食費の費用が10月から免除されるというところでございます。これに伴いまして、保護者には申請書の提出が必要な場合もあることから、幼稚園保護者に対しましては、8月中に説明会を実施したところでございます。制度が理解できなかったがために不利益をこうむる保護者が出ないよう、市内の幼稚園と連携をしながら対応に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） ありがとうございます。

最初にお聞きした豪雨の通報、また、対応ですけれども……

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員、起立。

◎2番（浅尾三吉氏） 失礼しました。

最初に質問した防災についてですけれども、自助、共助、公助という言葉があるように、やっぱり自分または自分の家族の備えというのがとても大事だと思っております。

それで、今回の浸水被害が起きかけた過程というのは、平成24年のときにも被害が起きかけたところも何か所か私も知っておりますけれども、そういうところ、重なりもありました。今回もそういうところはちゃんと手を打ってくださったようですけれども、ただ、土曜日ということもあって、そのところから私のところに通報が来たということもありませんので、こういう家庭とか地域も含めて、日ごろからその備えが、何もないときにやっておいてもいいのかなと思って、やっていないわけではないのですけれども、実際にこの防災計画を見ますと、土のうとかの置いてある場所が、消防署と、それから向こうの、除雪機械センターのほうの2カ所に置いてあると書いてありましたが、そういう例えばわかまつ団地の向かいの一番低くなっているところとか、それから、さいわい団地のちょうど道道の裏あたりとか、もう何か所か決まっている場所には、ちょっとそういうところにも土のうなども置いておく場所をつくったり、または町内会とかそういうところに頼んで対応を指導しておくとか、何か個別に必要なところを含めて土のうなどを配付して、こういうときには頼むぞというようなことはできないのかなと。職員は行くことが

できるかと思うのですけれども、とにかく2回の大雨のときに同じ場所で同じ人が、逆に言えば人任せというか電話すれば来てくれるという、そういうふうな感覚もありますので、できたら最初から指導しておいて、見回りに来るけれども、物はここにあるので、できるところはちょっと対応してくれというような場所とか物とかを、そういう今回被害を受けた場所にあらかじめ置いておいて、そういう自助または共助というか、ともにというか地域で何とかするようなこともあってもいいのかなと。また、できないのかなと思っているのですけれども、そういう点どうでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（辻道元信氏） 実は、私ども台風とか大雨と事前に予報があった場合、市役所のトラックに土のうを積んで、いち早くできる態勢はとっています。今回は、そういった予兆がなかったものですから、ちょっとおくれたというところでございます。

議員おっしゃるとおり、置く場所というのも重要だと思っているのですけれども、三笠市内で置いているのは、河川の関係、これは河川事務所が越水とか堤防の管理のために置いているという施設あるのですけれども、なかなか全てのところに置いておくと、やるといっても、私ども職員でも、詰めたら20キロから30キロあるものですから、体力的とかそういう部分でいくと、なかなか大変なことというふうに思っております、それで私ども万が一のときは、今回もそうだったのですけれども、消防団員の皆さんもいち早く駆けつけていただく体制もできているものですから、そのようにできる限り消防といいますか、公助のほうで努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 今ちょっと難しい部分あるのかなと思いましたがけれども、今、土のうではなくて水のうという、防災のいろんな番組を見るとありますけれども、個人的にそういうものを買って用意しているところもあるのかなと思っております。ぜひそんな実験も試してみて、使えるものなら、そういうものだったら各家庭に配ってもいいのかなとも、そういう今回の被害に遭いそうなところには、そういうものだったら自分の重さで調節してちょっとうまくできるのでは、ただ、それを越えてきたものについては、もうどうしようもなくなって避難という形になると思うのですけれども、とにかく玄関の前に迫っている水を防ぐとか、そういう部分だけでも、それ以上はできないと思います、今回、きのうのいろんな質問の答えを聞いても。ただ、そういうぎりぎりのところで助かる部分もありますので、そんなところもちょっと、事前とにかく自分で守るのだという気持ちを起こさせるというのが必要なのかなと思っております。これは私の反省で言っているのですけれども。

この防災計画を詳しく見てみると、議員の研修でも避難所の運営について軽くいろいろ話を聞きましたが、まだ人ごとでした。でも、今回こんなふうになった場合に、さて誰が避難所の運営をやるのかなと思ったときに、とっつちちょっと、いざ自分が避難したとき

に、誰が中心になって動いてくれるとかということを考えてときに、大変不安になってきまして、よく見ると計画に書いてありまして、避難所は施設管理者と避難防疫班というのがまず最初に行って鍵をあけるとかということなのですけれども、この施設管理者というのは管理者だからわかるのですけれども、避難防疫班というのは一体どんな立場の人なのか。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（辻道元信氏） 担当としては、市民生活課がこちらの担当になっているのですね。鍵をあけて、運営を含めてサポートするというふうになっております。

それで、議員おっしゃっているとおり、全てが、たくさんの方が避難された場合、運営というのは公事の部分、市の部分では混乱性もあるものですから、こういった場合は一般的に、町内会、避難された皆さんと十分話し合いながら、そういった組織といますか、ルールをつくりながら避難所を運営していくということの考え方を持っているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員、通告の中身から余りそれないように質問をよろしく願います。

◎2番（浅尾三吉氏） はい。ずれていますか。避難防疫班というのは、市民生活、市民生活係

（「課です」の声あり）

◎2番（浅尾三吉氏） 課で対応するということなのですね。わかりました。ちょっとずれてきたのかもしれませんが。ごめんなさい。

今言ったとおり、その後、地域の防災計画の担当ということで、具体的にいけば町内会の会長を中心にと、または町内会会長、役員を中心に運営するというものが載っていて、もうびっくりしました。私も町内会の役員をやっていますが、これを一般的に知らせたら、もっとこういう防災組織というのは、町内会でも立ち上がってくるのかなど。今、大変防災組織は町内会では少ないと聞いておりますので、きのうの答弁を聞いてもそうだけれども、そういうこの防災計画をちゃんと何らかの形で消防のほうからでも市民に知らせるような何かあったら、広報でも何でもいいですけれども、町内会の役員の対応がぐつと変わって、防災の組織というのは立ち上がる率が高いのかなど、私は役員なのでそう思いました。ちょっとずれてきたのかもしれませんが、これは意見ということで受けて。

◎議長（武田悌一氏） 消防長。

◎消防長（辻道元信氏） 実は昨年、胆振東部地震があったものですから、まずは地震対策を中心に全町内会に文書をお出しして、約四十数%なのですけれども、そういったまず地震を中心に災害対策といますか、そういうこととお話ししまして、それでやはり避難の関係ということで避難所という、最寄りの避難所ということでお示ししまして、そういった話を消防職員が出向いて行っているところでございます。

それで今まで、去年は胆振東部地震があったものですから、そういったところを中心にやってきたのですけれども、議員おっしゃるとおり、避難所の運営等々も私も大変重要だと思いますので、この辺を含めた中で、これはもう毎年やるということで決まっているものですから、ことしも全町内会に文書を出しました。それで、避難所の運営も含めてお話を付け加えて、掘り下げて市民周知を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） ありがとうございます。

来年は、防災……

（「防災訓練です」の声あり）

◎2番（浅尾三吉氏） 防災訓練も3年に一度やるというので、そういうのも含めて町内会に働きかけていただくと。

あとは、ちょっと防災ハザードマップを見まして、今、地震のときにはそういう各市民センターなりはあれだと思うのですけれども、この今回みたいな浸水ときにはちょっと浸水地域に避難所があるということで、大変避難しにくい部分もあるかなと思っています。防災マップは見直しするということでしたので、ぜひその辺もちょっと見直しをかけていただければと思います。それは意見だけにしておいて、次、除雪についてお願いいたします。よろしいですか。

◎議長（武田悌一氏） どうぞ続けて、簡潔によろしくお願いします。

◎2番（浅尾三吉氏） はい。

除雪については、今、基本的にお聞きしましたけれども、市民からの苦情とかというのをちょっとお聞きしたいのですけれども、どういう内容があつてという。よろしいですか。

◎議長（武田悌一氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（三宅博文氏） 除雪の苦情、本当さまさまでございますけれども、大雪が降ったときに間口にやっぱり多く雪が置かれるので、そういう苦情ですね。それと、路面が荒れたときに、暖気とかそういうときに荒れて走りづらいだとか、そういうことがまず多いというふうに感じております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） 本当に置き雪とかが一番の市民からの苦情が多いのではないのかなと思っています。昼間降る雪については、少しずつやればちょっと軽くて済みますけれども、夜中に大量に降った雪とか、固まった雪をどっと置かれるというのが大変だなということで、その苦情も来ています。

もう一つ、隣近所との差というのかな、向こうのほうではちゃんとやっているのにこっちはちょっとという部分があつたりして、そういう苦情もあるかと思っておりますけれども

も、その辺についてどうでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（三宅博文氏） 確かにそういう苦情はございます。やはり除雪車の走り方でそういうことが生じたり、運転手さんがかわったりするとよく起きます。それは、その都度業者さんを指導してやれば、おおむねそれで均等化というのは図れるので、できるだけ手前、奥、右、左、なるべく同じようになるようには努力はしているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） ありがとうございます。業者に指導できるということもわかりましたので、三笠は雪との闘いが宿命的なものでもありますので、除雪に悩まされない、ちょっと無理かもしれませんが、でも、その中でもちょっと目立って先進的に三笠の対策、取り組みも考えてもいいのではないかと考えております。

これは考え方なのですけれども、市民はよくやっていると私は思っております。本当に重たい雪だって、体の不自由な方だって毎回もうやらざるを得なくてやっています。道路に降った雪も、自分の玄関前に寄せられたらやっているという、その立場がわかれば何となくもうちょっと違う対応ができるかなと思っております。この除雪のほんのちょっとした対応だけでも三笠の冬のイメージというのは変わると思いますので、業者にはまたちょっとお願いして、また、業者の宣伝にもつながるといふか、よい評価にもつながるし、調べたらみんな三笠の業者ですので、ぜひそういう意味も含めて、市民はよくボランティア的にやったださっているというのが多分、多いと思っております。本当にこの大雪を、本当に道路の雪を自分の自宅の施設にちゃんと投げて、そういう方もたくさんいらっしゃいます。道路の雪を道路に返すという人もいますけれども、それも含めて、ある程度、車道にはできるだけ出さないような形でやっておりますので、その努力を含めた上でぜひ業者には、とにかく三笠はそういう除雪に悩まされないまちをつくりたいのだという市長の強い思いも伝えて、業者一丸となって、先進的な取り組みといっても心の中でも変えればちょっとした置き方も違ってくると思っておりますので、ぜひこういう発想を取り入れてまたやっただければと思います。これは要望であります。

続いて、学校教育についてよろしいですか。

さまざまな不登校、長期欠席については、重大事態という、三笠市子どものいじめ防止等条例の中にも書いてありますけれども、重大事態というのは「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと」ということと、そのほかに「いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席すること」と書いてありますけれども、この重大事態に当たる欠席の日数というのかな、これは相当な期間というのはどのぐらいなのでしょう。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（音羽英明氏） まず、先ほどの答弁の中で長期欠席をしている児童生徒

につきましては、いじめを原因としたものではないということを御承知おきいただきたいと思っています。

その上で、いじめが重大事態に該当するかというところにつきましては、今現在、うちのほうで該当する児童生徒がおりませんので、言及はできないのですが、基本的には7日以上欠席というのは、長期欠席の扱いになりますので、それがいじめによるものということになれば、もう既に重大事態という認識で私たちはおりますので、それにはそういった対応をしていきたいというふうに思っています。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） ありがとうございます。私も、本当にいじめについては、大変手早い処置というか、もうとにかく学校でいじめを発見したら24時間以内というのが、大体どのいじめの対応にも書いてありますので、とにかくまずとめる。重大事態、命にかかわるようなことについては絶対そこをとめるというのが、まず一番手を打つところだなと思っています。

先ほど、8月いっぱいまでのあれでしたのですけれども、9月以降についての7日以上欠席というのは、報告というのはまだ上がっていないのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（音羽英明氏） 継続して休んでいる児童生徒につきましては、今現在の数と変わらずということなのですが、お一人、翌週から学校に来るという意欲を持っているという生徒さんがいらっしゃるという情報はつかんでいるところです。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） わかりました。私も学校にかかわってきたので、本当に三笠は少ないとは思いますが、学校に通っている子供、児童生徒については、その中でも必ずもっと多くの方が長期欠席とかというのが通常です。その点でも本当によくやっているかなと私は思っています。本当に短い時間にぱっと手を打つというのが、このことが一番大事だと思いますので、ぜひまた引き続き御努力のほう、よろしく願いいたします。

また、インターネットを通じて行われるいじめとかというのも、ないのでしょうかね。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（音羽英明氏） ネットパトロールというものを道の委託の事業者が受けて行っておりまして、もし市内の小中高でそのような事例があった場合につきましては、私どものほうに報告が来るような状況になっています。いじめという案件ではございませんが、個人の情報をインターネット上に公開をしているという情報も、こちらのほうには入ってきておりますので、適宜そういったことがあれば、十分インターネットの取り扱いには注意するように、学校から指導しているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） カウンセラーの方も定期的に入っていると聞いておりますけれど

も、カウンセラーの方は、こちらから要請したら、学校で要請したらすぐ入ってくれるような体制になっているのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（音羽英明氏） 中学校につきましては、道の事業で年間39回、中学校のほうに入っております。また、小学校につきましては、市の単独の事業ということで、年間15回ほど、14回ほどでしょうか、入っていると。今年度から三笠高校のほうにもスクールカウンセラーの派遣を行っているというような状況です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） これは要請したらすぐ入ってくれるという形なのですか。

◎議長（武田悌一氏） 学校教育課長。

◎学校教育課長（音羽英明氏） はい。要請に応じてということと、ある程度年間のスケジュールを決めて、定期的に入っていただくというような対応をしております。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎2番（浅尾三吉氏） わかりました。

ぜひ必要に応じてカウンセラーを要請して第三者を入れた、いじめというのは子供同士だけでなく、保護者とかも関係しておりますので、ぜひそういうときにはカウンセラーを交えてきちんとした対応、またはこちらが訴えられないようなとか、大変な部分もあると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、幼稚園、保育所、認定こども園の利用の無償化、今までやっていた市の対応と、それから国への対応についてですけれども、これについて違いが……。もう時間ですね。

◎議長（武田悌一氏） 時間ですので、最後の質問で。

◎2番（浅尾三吉氏） はい、簡単に。

要は、今までもらっていた商品券がまだ引き続きもらえる方もいらっしゃるのですね。先ほど言った、今までは全額無償化で商品券で払っていたけれども、授業料とかなんとかは無償化で、そのほかのいろんな、おやつ代とかなんとかというような部分が国では保障されないで、その部分はまず令和元年度までは商品券でというふうに聞きましたのでその部分と、それから先ほど言っていた最後の部分ですけれども、増税対策の相談窓口については、けさも年金生活者支援給付金についての相談は市民年金係という、きちんとしたやつがあったので、各関係の係のところ詳しく相談できる体制をとっていただければ、私もいいと思っております。

また、職員の増税に対する知識とかがきちんとされないと、またさまざまな詐欺とかも出てくるので、それについても職員には徹底していただいて、ぜひ相談されたら答えられるような対応、また、別冊のチラシをつくるなどしてもらって対応していただければと思います。済みません。よろしくをお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） 教育関係のことにつきましては、もう御専門ですから、私どもか

らとやかに申し上げることはありません。

ただ、きのうも、たくさん豪雨のことについて皆さんから御質問いただきまして、私、皆さんに御認識いただくのにちょっと申し上げたほうがいいのかと思ったことがありました。これ、札幌開発建設部のほうに伺いました際にも私のほうから申し上げたのですが、私どもでは水位をはかるのが、唐松の中央橋のすぐそばにあるのですけれども、そこで、その河川断面は公表されておりまして、その河川断面から積算するとあの最大雨量、うちで言うと73.5ミリ、実際には奔別とかそういうところではなかったら、もっともっと多かったと私は思っています。10分計でやりますと、10分間隔でやりますと73.5ミリ、一番最大のところ、仮に1時間降ったらと積算しますと、105ミリになります。

ですから、やっぱり報道で100ミリを超える超えるといったのは間違いないなというふうに思いましたけれども、今、申し上げたかったのは、唐松の河川断面をとりまして、私どもの職員の積算ですから、これがどれほど権威のあるものかと言われると、私も100%権威ありますとは言えませんが、早急に示してまいりましたのは、あと28分、あの状況で降雨があったら、完全に越流していたということで、恐らく唐松の1丁目、あくまでもそのポイントに絞った話ですけれども、完全に水がどっと入ってきたという状況になるのではないかという積算をいたしました。そういう意味では、極めて大量の雨だったのだなと。

本当に今、御心配いただきますように、避難所のこともありますがけれども、市民に、実は31日にこれありましたけれども、29日に部課長会議、それから庁議の中でも私のほうから、少し早目早目の対応をするということを考えてくれと、それでなければ本当に重大な被害が起きてからではもう手おくれだよということ、実は消防長だけでなく全職員に、全職員というか出席した職員に言ってあります。そのことがある意味、ある程度ですけれども、功を奏したかなというふうに思っておりますし、もちろん唐松でも避難された方はおられませんでしたが、そういう気持ちをしっかり持って徹底的にやっていると。特に心配される場所というのは実はあるわけです。幾春別の川向、弥生のつり橋を越えた、あそこは実際には幾春別栗丘町ということになりますが、そこがいつも最大心配するところですね。さらに、唐松に行きまして1丁目と、それから越えた栄町の下、そういうところが大変心配される場所ですから、徹底して巡回するように言ってありますので、今後もそれをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それから、議員とちょっと違いましたのは、除雪の問題なのです。除雪の問題は、もちろん市民の方頑張ってくれているというのは、これは私も是認いたします。一方で、行政も結構頑張っているのですよ。その辺は御認識いただいて、本当に一番いいのは、除雪しなければ個人の家に道路の雪は行かないなどはなりますが、一方で除雪しなければ生活が成り立たないということもあるわけで、道路除雪はどうしても必要だと。ですから、これは市と住民の方々が一緒になって雪の対策を考えていかなければならないというのは、こ

れもう大事なことだと思っております、以前にも、道路に雪を出しているやつがいると、それを何とかしろみたいなこと、それは市の責任だろうというようなお話ありましたが、これはどの程度出すかもあるのですよ。実際に私どものほうでも、ある程度許容の範囲というものを持ってまして、そうしなければ何でもかんでもそれを罰するというわけにもいかないわけですよ。ですから、町内会その他にお話を申し上げて、ともかく協力してくださいと、お互いにそういうことのないようにしましょうと。

実は、ことしも、ある地区で、大量に雪を除雪機械で道路にどんどん出すと、道路が曲がってしまうという現象もありまして、それは、その地区に、経済建設部長が中心になって対策してくれまして、今度そういうところは悪いけれどもそもそも私も排雪に行きませんよと。つまり排雪すればまた出す、排雪すればまた出すですから、ほかのところはもう1回2回で我慢しているのに、私のところなんか年に1回ぐらいしか来ません。そういうところへ行くと、道路が曲がってしまうものですから、また来てくれ来てくれるわけです。何をやっているのかと思ったら、個人の雪まで全部出しているわけですよ。だから、そういう問題もありまして、モラルをお互いに高めていくと、そして市と市民が一緒になって除雪作業をやる、そういう認識でありますので、ぜひぜひそのような御理解もお願いできればということでございます。

以上でございます。

(「ありがとうございます」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 以上で、浅尾議員の質問を終わります。

これもちまして、通告のあった質問は終了いたしました。

◎日程第2 議案第50号から議案第64号までについて(総合常任委員会付託)

◎議長(武田悌一氏) 日程の2 議案第50号から議案第64号までについてを一括議題とします。

前回の議事を継続し、一括して質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第64号までについては、総合常任委員会に付託いたします。

◎日程第3 認定第1号から認定第8号までについて(特別委員会付託)

◎議長(武田悌一氏) 日程の3 認定第1号から認定第8号までについてを一括議題と

します。

前回の議事を継続し、一括して質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思ひます。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 異議なしと認めます。

認定第1号から認定第8号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、配付した一覧表のとおり9人を指名したいと思ひます。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 異議なしと認めます。

ただいま指名しました9人の議員を特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

◎議長(武田悌一氏) 休会についてお諮りします。

議事の都合により、9月14日から9月19日までの6日間、休会したいと思ひます。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 異議なしと認めます。

9月14日から9月19日までの6日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散 会 宣 告

◎議長(武田悌一氏) 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員